# 工事・業務に関わる受注者の相談窓口の開設について

今般、帯広建設管理部発注の請負工事や委託業務において、受発注者の緊密な連携体制を整えることにより、一層の円滑な業務執行を可能とするため、工事・業務に関わる受注者の相談窓口を設けるけることといたしましたので、お知らせします。

なお、下記の窓口に相談されることにより、相談者(会社・個人)に不利益が生じることはありません。

記

#### 1 対象

当建設管理部が発注した請負工事・委託業務を受注し、契約期間中の方を対象とします。

## 2 対象業務

- ・帯広建設管理部が発注した請負工事のうち、土木工事に係るもの (建築工事、営繕工事等は除きます。)
- ・帯広建設管理部が発注した委託業務のうち、設計、測量、地質調査その他の土木工事に係る委託業務 (庁舎管理や清掃等の工事に関係ない委託業務は除きます。)

### 3 相談内容

受注した請負工事、委託業務で、契約期間中のものについて、以下のような内容のほか、どの様な内容でも構いません。

- ・工事内容、業務内容の変更や、契約対象となる工事、業務の範囲に関すること
- ・工事や業務の条件変更や、それに伴う契約変更に関すること
- ・就業環境の改着に関すること

## 4 相談窓口

相談内容に加えて、工事名又は業務名、会社名、相談者の役職・氏名を記載の上、下記のメールアドレスのいずれか宛てに、電子メールで送付してください。

# (建設管理部あて)

obihirodoboku. kikakul@pref. hokkaido. 1g. jp

※メールの件名は「工事・業務に関わる相談(帯広建設管理部地域調整課長あて)」としてください。 (北海道建設部あて)

gikan.gijutu@pref.hokkaido.lg.jp

※メールの件名は「工事・業務に関わる相談(建設部建設管理課技術管理担当課長あて)」としてください。

(帯広建設管理部事業室地域調整課)